なぜ企業の農業参入は増加傾向が続くのか

──地域にみる参入の構造と特徴──

主席研究員　室屋有宏

〔要　　旨〕

農地制度改正後，企業の農業参入は大きく増加しており，特に市場規模，物流・アクセス，企業集積等に恵まれた大都市近郊での伸びが顕著である。企業参入の増加傾向は，人口減少・低成長という環境変化に対する企業や地域の適応として捉えることができる。

企業参入の増加は今後も続く可能性が高いものの，地域差が大きく，現状その経営面積は日本全体の１％に及ばない。また参入企業は，農業技術が不十分なため安定的生産に問題を抱えている場合も多い。

企業を一律に先進的経営体と捉え，農業の構造改革，成長戦略の旗手とみなすのではなく，参入企業と地域農業の有機的連携を着実に積み上げていくことが，いま必要であろう。企業にとっても持続的な事業発展のためには，あくまで農業が地域の社会関係のなかで営まれていることを理解し，地域との共存共栄を積極的に図ることが不可欠な条件である。

目　次

はじめに
──課題の設定──
1　農地制度改正後の変化
（1）　大きく伸びた参入
（2）　大都市近郊での参入増加
（3）　大企業の参入増加
2　なぜ企業の農業参入が増加するのか
（1）　参入の枠組み変化
（2）　地域の行政支援
（3）　地域の資源条件
（4）　企業側の要因
3　地域にみる参入構造と特徴
（1）　参入の地域別類型化
（2）　青森県
（3）　埼玉県
（4）　福井県
（5）　兵庫県
（6）　熊本県
4　企業参入の現段階と課題
（1）　農業技術の問題
（2）　地域との共存共栄
（3）　地域主導の企業参入へ
（4）　99%のための農地制度
（5）　「不得手な領域」としての農業

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

はじめに
―課題の設定―

2009年末の農地制度改正後，企業の農業参入は大幅に増加すると同時に，参入における地域的な特徴や差異が明確になってきている。

一方，これまでの企業の農業参入に関する分析は，制度変化とそれに対する個別企業の意向や戦略が中心であった。(注1) 参入は最終的には各企業の選択によるが，制度改正後の変化を踏まえると，企業と参入地域の相互関係を基軸に捉える視点が不可欠であると考える。

本稿は，こうした観点から，企業の農業参入を企業と地域（主に県レベル）の二者関係を軸に検討し，地域ごとの参入構造や特徴について検討したい。

なお，本稿では土地利用型農業を対象に，農地リース方式による参入を中心に論ずる。その主な理由としては，参入データがある程度利用可能なためである。現実の企業の農業参入では，農業生産法人の設立や出資による進出も多いが，統計上，企業が関与する部分だけを捕捉することができない。

（注１） 例えば，企業参入の近年の代表的文献としては八木宏典編集代表（2013）がある。３部構成で300ページを超える同書は，第１部で業種別の参入実態と農業経営の成立条件，第２部で異業種からの参入企業が持ち込んだ農業経営のマネジメント手法，第３部は参入企業が地域農業にどのような貢献ができるかについて，18の個別参入事例をもとに論じられている。

1　農地制度改正後の変化

(1)　大きく伸びた参入

企業（「農業生産法人以外の法人」の意。以下同じ）が農地を賃借し直接農業を行う制度は，構造改革特区（02～05年）で始まり，05年から特定法人貸付事業（～09年）として全国展開された。同事業は農地法の例外規定として，市町村等が地権者から農地を取得し企業に貸し付け，また企業は参入に際して市町村と協定を結ぶ仕組みであった。

しかし，参入可能なエリアは市町村がそれぞれの「基本構想」において「遊休地，または遊休地となる懸念がある地域」に限定されており，そもそも基本構想に参入可能エリアを設定しない都府県もあった。

09年末の農地制度改正により，特定法人貸付事業は廃止され，企業が担い手のひとつと位置づけられ，一定のルールの下で農地賃借による企業参入は自由化された。農地の権利移動は企業と地権者の関係が基本

第１図　農地リース方式による参入数の新旧制度

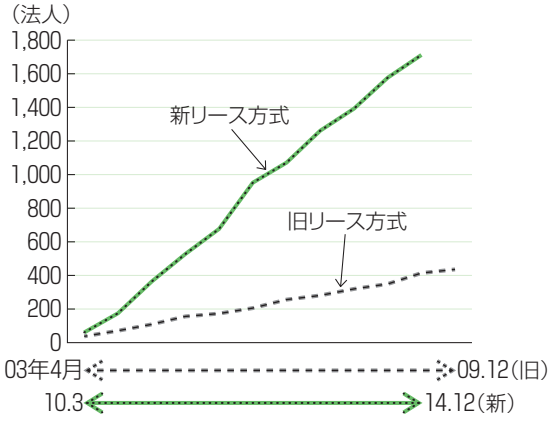

資料　農林水産省データ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

となり，参入エリアの制限も撤廃された。制度改正後，企業の参入ペースは，改正前と比較して約５倍になっている（第１図）[注2]。

（注２）農地リース方式について，農地制度改正の前後をそれぞれ旧リース方式，新リース方式と以下，呼ぶことにする。新リース方式の内容，条件については，室屋（2010）参照。

（2） 大都市近郊での参入増加

旧リース方式下での参入地域は，北東北，信越，山陰，鹿児島県などの農村地帯が中心であった。参入主体では，小泉政権下で工事受注が大幅に削減されるなか雇用維持を目的にした地場建設業によるものが多かった。地方の企業では，経営者や従業員が農業者であることも多く，農業は農地保有の点からも参入障壁が低かった。

ところが，制度改正後の参入エリアでは，埼玉，静岡，愛知，兵庫県等の大都市近郊で顕著に伸びている（第２図）。

また，参入企業の業種構成は，改正前（09年９月時点）の建設業37％，食品関連19％，その他44％から，改正後（14年末）は建設業のシェアが11％と大きく後退し，代わって食品関連が最大になるとともに，多種多様な業種からの参入がみられる（第３図）。

作目においても，改正前は野菜のシェアが39％で最大であったが，改正後は43％とさらに拡大している。米麦等は17％で変わらないが，16％あった果樹の割合は９％へと大きく低下している。

以上をまとめると，リース方式での企業の農業参入が制度的に自由化されたことで，①地域では大都市近郊，②作目では園芸分野の割合，③業種では食品関連のシェアが高まった。

これと対照的に，旧リース方式下で建設業を中心に参入が多かった地域では，相当数の撤退が確認されている（第４図）。

第2図　新・旧リース方式による都道府県別参入状況

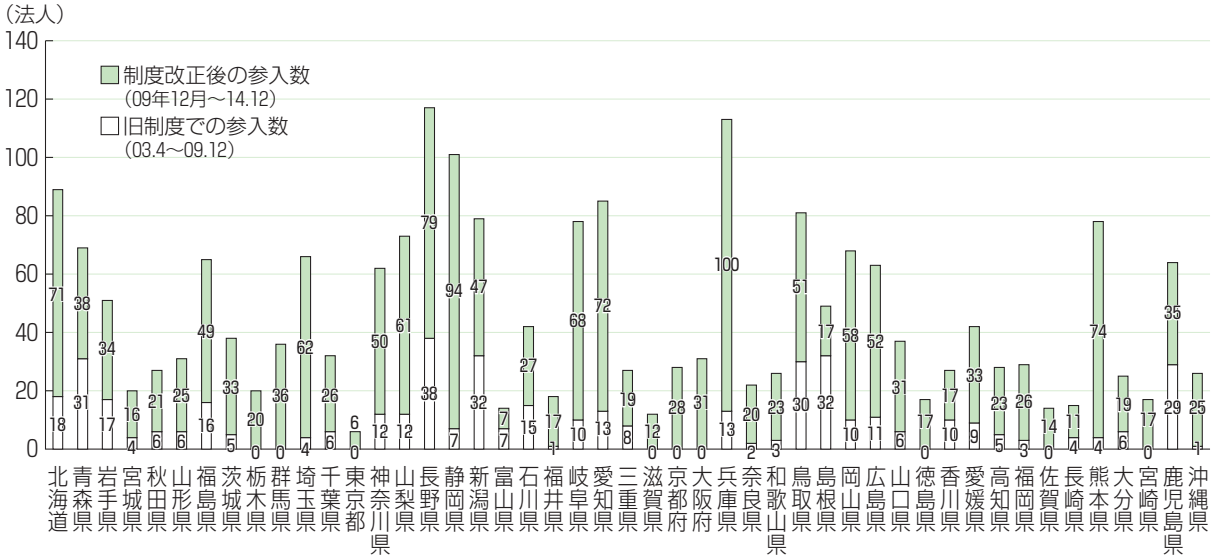

資料　農林水産省データ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3図　新リース方式での参入法人の業種別構成（2014年末）

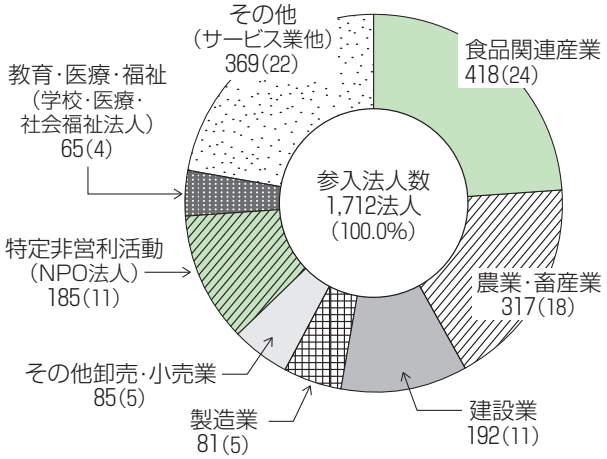

出典　農林水産省ホームページ

第4図　旧リース方式下での参入数と撤退数

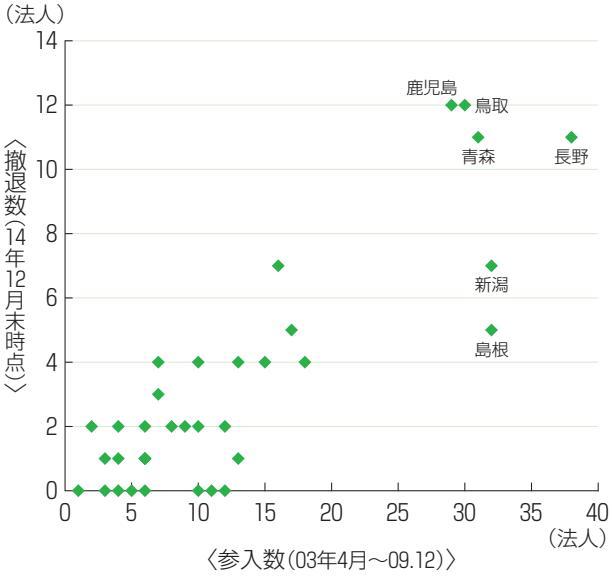

資料　農林水産省データ
（注）　旧リース方式による参入法人のうち，14年12月末時点で営農が確認されていないものを撤退数とする。

(3)　大企業の参入増加

制度改正後，大手企業の参入も増加している。大手の参入は，08年前後に続発した食の安全・安心を揺るがす事件や世界的な穀物高騰等を契機に変化し始めていたが，制度改正はこうした流れを加速させたといえる。イトーヨーカドー，イオン，ローソンなど，日本を代表する小売業が，10年以降，全国規模で農場展開を行っている。

３社の参入は経営戦略や進出形態において大きな違いがみられるが，全国に展開する商圏・物流網に合わせ自社農場を配置し，PB（プライベート・ブランド）野菜の調達強化を図る点で共通している。(注3)

また，13年頃から食品関連以外の，製造業，不動産，ゼネコン，鉄道等の業種が，植物工場を含む大規模な施設園芸への進出も注目される（次頁第１表）。こうした業種においては，企業の農業参入の増加，また政府により農業成長産業化，大規模経営が推進されるなかで，自社技術を活用した植物工場や農業でのICT（情報通信技術）利用等は，将来性のあるビジネスとの見方が強まっている。

この他にも，障がい者雇用の法定雇用率を達成するため特例子会社を設立し，農業参入する事例も増加している。農林水産省によると，11年６月現在で318社の特例子会社があるが，そのうち60社程度が農業・食品関連分野に進出している。大手では，タマホーム，コクヨ，クボタ，NTTデータ等が，特例会社を通じた農業参入を行っている。

（注３） 大手小売の農業戦略については，室屋（2007，2014）を参照。

2　なぜ企業の農業参入が増加するのか

(1)　参入の枠組み変化

参入エリアをはじめ制約が大きかった旧リース方式下では，企業と制度との関係が

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　2013年以降の主な大手企業の農業参入事例

受入時期		会社名	農業分野	事業内容
13年	3月	平和堂	葉物野菜	・関連生産法人による水菜，ネギ生産の水耕栽培，障がい者の就労支援
	7	富士通	レタス	・会津若松市にある半導体工場を植物工場に転換（復興庁・経済産業省の実証事業），病院等向けの低カリウム野菜栽培
		東急建設	パプリカ	・自社遊休地（茨城県美浦村）を活用した国内最大級のパプリカ植物工場（2ha）
	8	バロー	ブナシメジ	・ブナシメジ生産の農業法人の子会社化，複数の農業法人の経営権獲得の方針
	9	三井不動産	レタス・ハーブ等	・LEDを利用した国内最大級の植物工場。千葉大発の農業ベンチャー「みらい」と組む
14年	3	阪神電鉄	植物工場	・高架下の空き建物を改装し，完全人工光型の植物工場を開設
		オリックス不動産	植物工場	・兵庫県養父（やぶ）市の廃校になった小学校の体育館を使って整備した「植物工場」竣工
		東急不動産	農地再生事業	・日本リノ・アグリ（千葉市）を農業生産法人などと共同で設立し，当面80haの農地再生に取り組む
		三井物産	トマト	・太陽光を利用した国内最大級のトマト生産工場。三井物産49%，サラダボウル51%出資
	4	双日	ハウス施設園芸	・障がい者・高齢者等に優しい施設園芸の農業法人「マイベジタブル」設立。東レ建設等2社と組む
	5	ローム	植物工場	・農業分野に参入すると発表。LED照明やセンサーの技術を活用して植物工場の運営などを目指すとみられる
	7	壱番屋	レタス	・15年2月にもレタスなどの栽培を始め，早ければ年度内に東海地方の自社店舗へ野菜を供給する
	8	岡谷鋼機（鉄鋼商社）	トマト	・宮城県松島町でトマトを栽培する農業生産法人を設立，同社の食品卸事業との相乗効果も期待
		キッコーマン	トマト	・子会社日本デルモンテアグリが千葉県の農業生産法人に出資し，フルーツ系トマトの生産
	9	東芝	植物工場	・横須賀市の遊休施設を活用，年間300万株のリーフレタス，ベビーリーフ等を生産，年間3億円の売上げを目指す
	10	サミット	白菜等	・山梨県の農場で白菜の自社生産を開始，耕作放棄地を活用し無農薬によるネギ，レタス生産も計画
		大林組	フルーツトマト	・省エネ・低コストの人工光型植物工場を千葉大と共同開発

資料　新聞報道，プレスリリース等
（注）　内容は基本的に発表時のもの。

参入の決定要因であったといえる。これに対して，制度改正後は参入が基本的に自由化されるなかで，企業と参入を受け入れる地域の二者関係を基本的な枠組みとして想定できる（第５図）。

ここでの地域の要因は，２つに分けられる。１つは自治体で（県レベルが中心だが市町村のケースも）推進される行政支援である。もう１つは，各県ごとの人口・消費市場規模，企業の集積度，流通機能，立地等に加え，農業生産・農地条件など，外在的

第5図　企業参入を取り巻く主体間の関係

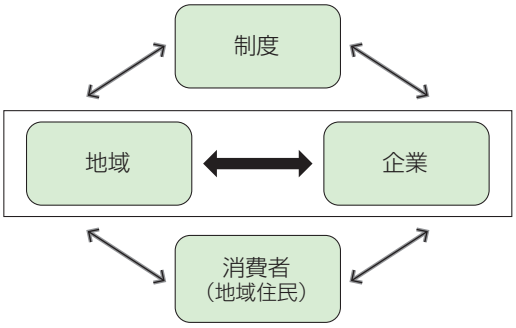

資料　筆者作成

に規定される条件や賦存量である。そうした条件をここでは「資源条件」と呼ぶ。企

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

業は自身の意向・戦略とともに，地域の行政支援や資源条件を総合的に検討し参入について意思決定をすると考えられる。

このモデルでは，消費者（ないし地域住民）は間接的なアクターである。企業は消費者に対する訴求を考慮に入れる，また県等の自治体は参入による地域活性化，雇用や税収増等の意向を持つ。企業参入に関する消費者，地域住民の評価や態度は，行政や企業部門に影響を与え，長期的に制度変化をもたらすと考える。

(2) 地域の行政支援

企業参入に対する行政支援には地域差があるが，グローバル化や日本経済の低成長の下でかつてのような工場誘致が難しくなり，他方で企業の参入に対する自治体間の競争等もあって，総じて農業参入に対する支援は積極化する傾向がある。

都道府県を対象に実施された調査（11年１月）によると，回答のあった39道府県のうち，33県（85％）が「企業等の農業参入を推進していく」，４県（10％）が「要望があれば対応」としており，「推進しない」はわずかに２県のみであった。(注4)

支援内容では，相談窓口の設置は22県，ソフト事業の実施（企業の技術習得，商品開発等）が27県，ハード事業支援は15県で実施されている。

（注４） 共同研究「企業等の農業参入支援プロジェクト」成果報告書（平成24年３月）リーダー県：熊本県
http://www.pref.fukui.jp/doc/seiki/furusatotijinetwork_d/fil/026.pdf（15年３月31日アクセス）

(3) 地域の資源条件

地域の資源条件についても，大きな地域差がある。例えば，都道府県別の食品加工業（食品製造業と飲料・たばこ・飼料産業とする）の付加価値額（従業者29人以下は粗付加価値額）と農業産出額の全国に占めるシェアをプロットしたのが第６図である。

食品加工業の付加価値額シェアが高い地域は大都市エリアに集中しているのに対して，北海道，東北，南九州といった日本の主たる農業地帯のシェアは総じて低い。

食品関連産業の集積地は資源条件の有利地域として，参入が大幅に増加している地域とほぼ重なる。制度の自由化により，企業参入は資源条件を軸に経済地理的に決定される度合いが強まっているといえる。

(4) 企業側の要因

農業参入の意思決定は企業によるが，企

第6図　都道府県別農業産出額シェアと食品加工業付加価値額シェア（2012年）

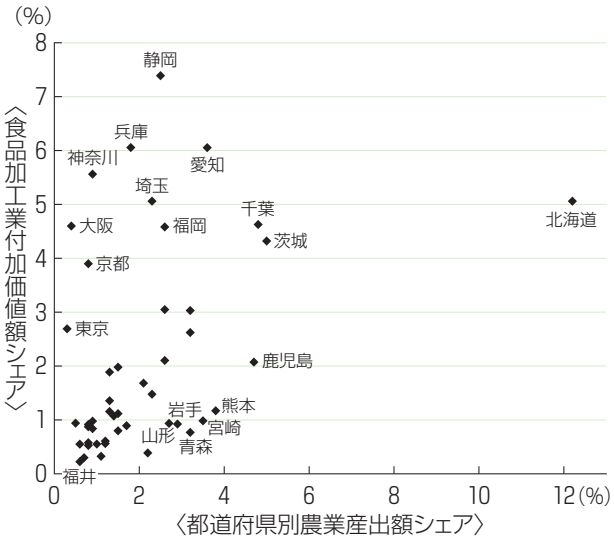

資料　経済産業省「工業統計」，農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

業サイドの農業に参入するプッシュ要因（押し出す力）も大きくなったと考えられる。

大手も含めて農業参入する企業は，基本的に内需産業でありグローバル化への対応に限界がある。特に，農業参入の大宗をなす内需型地場企業では，人口減少・市場飽和に強く直面している。そうした企業にとって農業参入は，低成長の下で「多業化」「多能工化」，またもともと農家であった地場企業が再び農業に向かう「再農民化」による生き残り戦略という性格が強いといえる。

近年では大手企業の参入が業種の広がりをみせつつ増加しているが，こうした参入においても，農業の収益性に引き付けられたというよりは，激しい競争のなかで「農業に出ざるを得ない」，または「農業を持たざるリスク」に押し出されたという色彩が強いとみられる。ただし，大手による植物工場，農業でのICT活用等の取組みは，こうした性質とは異なる面がある。

農業の場合，産業としての身近さや分かりやすさ，さまざまな目的との接点の持ちやすさという特性も，参入業種の広がりにつながっている。大手を含めて，食品関連以外の多様な業種で，CSR（企業の社会的責任），地域貢献，環境，雇用維持等，多様な目的を掲げた参入がみられる。

近年の農業参入の増加は，制度改正を大きな契機としつつ，地域サイドが企業を呼び寄せるプル要因，また企業側のプッシュ要因が共振する関係の中で生まれている。こうした関係は，メディアや政治的に増幅され，現在のブームのような参入状況につながっていると読み解くことができよう。

3　地域にみる参入構造と特徴

(1)　参入の地域別類型化

企業参入の全体的な構造変化を踏まえて，地域（県レベル）ごとに現在どのような状況にあるのか，参入実績の多い５県（青森，埼玉，福井，兵庫，熊本）について具体的にみてみる。

地域の行政支援と資源条件を軸に，５県のおおまかなポジションを図示したのが第７図である。埼玉，兵庫は資源条件に恵まれる一方，両県の参入支援は相談対応が主である。これに対して，青森，福井，熊本の資源条件は不利な面があるが（熊本の農業生産条件は優位），福井，熊本の行政支援は手厚い。青森は資源条件が不利で，かつ行政支援は強くないと分類できる。

第7図　行政支援と資源条件からみた5県のポジション

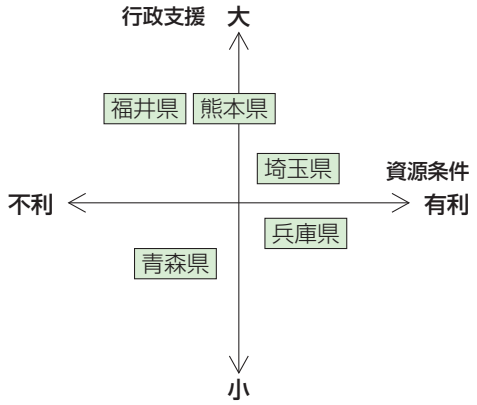

資料　筆者作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(2)　青森県

a　建設業からの参入が依然中心

青森県は旧制度下で参入が最も多かった県のひとつだが，現在も農業参入は建設業の不況対策としての性格が強い。13年３月末で県が把握している参入企業数は（植物工場は対象外），55法人（農業生産法人，リース方式の合計）であり[(注5)]，業種では建設業の割合が09年度の83％から低下したものの62％と依然大きく，これに対し食品業は３％から９％へと小さな上昇にとどまっている。

建設業の主な参入動機は，雇用維持や建設機械の活用等である。全国的には建設需要は回復基調にあるが，青森県ではその波及はまだ弱い。他方で，建設企業数がさほど減少しないなか，大都市圏での人手不足等の影響から地方の建設業界の経営環境は厳しい。

農業参入についての県の支援としては，相談窓口は設けているが，専門部署やスタッフは配置していない。一方，建設業からの参入に対しては，新分野進出支援として補助金や工事入札時の格付けに加点される制度がある。

（注５）以下５県の参入数は農業生産法人を含む。また各県により参入法人の定義は異なる。

b　参入，撤退ともに増加

青森県では参入は増加傾向にあるが，同時に相当数の撤退が起きている（第２表）。建設業を中心に経営者自身が農地を保有しているケースが多く，比較的容易に参入できるが，実際農業の難しさに直面し撤退する事例が多い。これに対し，農地を賃借するケースでの撤退は少ない。これまでのところ撤退に伴って大きな問題は生じていないが，参入に際しては理念や経営体力が必要である。県では，参入には「意欲と技術の習得」が必要であり，技術習得には最低でも２，３年はかかるとみている。

第2表　青森県における企業の農業参入の推移

	～09年度	10	11	12	合計
新規	45	9	5	14	73
撤退	4	4	7	3	18
累計（ネット）	41	46	44	55	55

資料　青森県資料

地域との関係からも，企業参入に対してはまだアレルギーが根強い。こうした背景もあり，参入は同一地域からのものがほとんどであり，農地の権利移動は農地法３条による相対取引が一般的である。

建設業からの参入では，８haまでニンニク栽培を規模拡大した事例や自社のトウモロコシ，ワサビのブランド化に成功した例がある。しかし，全体として，参入は建設業からの単発的なものがほとんどであり，参入後の安定的生産，販路等に課題を抱えている企業が多いといえる。

(3)　埼玉県

a　大きく伸びた参入

埼玉県での農業参入は，制度改正前は13法人にとどまっていたが，改正後は大きく伸び14年末で75法人（農業生産法人が12法人，残りはリース方式）となっている。

参入業種では，食品が31％，次いでNPO

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

17%，農業（企業の農業子会社等）16%，製造５%，建設４%，販売３%，その他24%の順である。建設業の参入割合は小さいが，問い合わせ数は増加傾向にあり，東京オリンピック後を見据えた新規事業として検討する企業が多いという。

行政支援としては，制度改正を契機に，参入支援窓口を立ち上げ，２人の専門スタッフを配置している（14年度から１人）。「農地斡旋から契約まで」のワンストップ・サービスを掲げ，相談対応，事業計画をつめた段階で市町村への農地照会，農地の権利調整支援を行っている。埼玉県の場合，企業の受入れに実績があり，前向きに対応する市町村もあり，そうしたところとの連携も多い。これまで参入した75法人のうち県が主導したのは３分の１で，それ以外は市町村と連携によるものである。農地の権利移動は，ほとんどが利用権設定である。

参入支援では，地権者に承諾を得るのが推進の一番の課題である。実際に農家に打診する段階で，合意に至らないケースも多々ある。農地中間管理機構については，現状のところ市町村により温度差がある。

人的サポート以外の県の支援としては，耕作放棄地の整備に100万円を上限に助成を行っている程度である。埼玉県の場合，多様な農業生産が可能なことに加え，なんといっても巨大市場へのアクセスの良さが参入を呼び込んでいるといえる。

b　撤退は少ない

埼玉県では，これまでのところ撤退数は３法人と少ない（NPO法人が２法人，第３セクター企業が１法人）。参入後の経営については調査を行っていないが，「もうかっている所は少ない」とみられる。企業は栽培がしやすいとの判断から露地野菜を選択することが多いが，実際に安定的生産を行うことは難しい。こうした問題もあって，最近では水耕栽培を指向する企業が増加している。

参入後の経営が安定しているところは，営農をしっかり行い周囲の信頼を得て，地域から農地の委託や栽培技術指導等を受けているといった特徴がみられる。

(4)　福井県

a　県による企業的園芸の推進

福井県は05年度から企業の参入促進を開始し，現在は専門スタッフを１人配置している。福井県では，特定分野の参入に対し，手厚い支援を実施しているのが大きな特徴である。

14年２月末時点，31法人が参入しており，そのうち14法人が県北部のあわら市，坂井市三国区に位置する坂井北部丘陵地（以下「北部丘陵地」という）に集中している。また，11法人が県南部嶺南地域の電源開発エリアに植物工場を設立している。

福井県は水田中心の農業の転換を図る目的で，大規模な露地および施設園芸，植物工場による「企業的園芸」を振興しており，その担い手として手厚い行政支援を通じて企業参入を推進している。

企業的園芸の推進のため，ハード事業としては参入法人の目標販売額に応じて5,000

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

万円または7,500万円を限度に，施設整備等の３分の１ないし２分の１を助成している。また，ソフト事業（マーケット調査，商品開発，研究等）についても，県が２分の１を補助している。

企業的園芸のもうひとつの柱である植物工場に対しては，施設整備等に対して1.5億円を限度に，県が３分の１を補助する他（目標販売額は6,000万円以上），電力コストに対する大幅な優遇措置が提供されている。

b　北部丘陵地の状況

北部丘陵地は国営総合農地開発事業として，80年代半ばに完了した約1,000haの優良畑地である。しかし，90年代半ば以降，農家の高齢化により担い手の確保が難しくなり，現在では農地の約３分の１が遊休化している。

北部丘陵地には，同地域の農業振興，担い手確保を目的に，あわら市，坂井市が運営する「丘陵地農業支援センター」（以下「センター」という）があり，特に新規就農者支援に力を入れている。これに加えて，遊休地対策に対応するため，センターは05年から県内外の農業生産法人や企業の参入支援を始めた。

企業参入では全国的にも国営開発農地を利用した参入事例が多い。こうした農地は畑地が中心のため，担い手不足から遊休化しやすく，他方で水田のように地域との関係が複雑でないため企業を受け入れやすい，また企業側もまとまった農地確保のメリットがある。

北部丘陵地には，15年から営農を始めるイオンの子会社も含めて，現在14社が参入している。業種は種苗，福祉，運送，商社，仲卸，小売など多様である。

センターはあくまで「地域農業を守る」ことを第一の役割とし，企業の農業参入では県と連携し農地斡旋も含め参入企業と地域の調整役を担っている。参入に際しては，センターが集落に十分な説明を行い，地元の注文や要望を企業に伝えることを重視している。参入後も，センターが県，地元農協，普及センターとともに，月１回の参入企業と個別に「連絡会」を開催し，農業経営をサポートしている。

近年の気候変動もあって，参入企業が持つ栽培技術レベルでは，安定的な営農は容易ではない。かつてドールがアスパラガス栽培で参入し，１年で撤退し地域に不信感を残すということもあった。特に，県外企業は最初から「大きな青写真」を持って参入することが多いが，概して「想定が甘い」とセンターは指摘する。

福井県には新規就農者が先進農家にて研修する「里親制度」や「園芸カレッジ」などの技術支援制度がある。センターは県と連携し支援を積極的に行っており，また「ねこの手クラブ」による農家への作業支援を実施している。

センターはこうした支援を，参入企業に利用してもらうことで，地域への定着を図っている。さらにセンターは参入企業に対し，地元農協の施設利用や加工野菜部会の設立等をサポートし，企業参入のメリット

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

を地域に波及させる役割を果たしている。

(5) 兵庫県

a 幅広い業種からの参入

兵庫県では農地制度改正を機に「ビジネスとして農業を狙っていた」企業の参入が急増している状況にある。改正前は参入可能地域も限られており５法人の参入に過ぎなかったが，15年１月末時点で，農業生産法人を含め105法人が参入している。兵庫県の状況は，埼玉県など大都市近郊型として共通性が高いといえる。

全体の参入業種の割合は，食品関連が約２割，建設が15％ほどで，残りは製造業，造園，電機・通信，運輸，NPO等と多様である。地場の有力企業のスーパー，酒造メーカー，バス会社からの参入もある。また，近年では植物工場を含む施設園芸に関心が高まっている。

一方，これまでの撤退は12法人，この中には農業生産法人に転換した５法人も含まれるため，実質的な撤退は多くはない。撤退の理由では，農地の賃借期限の終了，経営者の方針変更などである。

兵庫県の行政支援も埼玉県の内容に近い。本庁に参入支援専門スタッフが１人配置され，セミナー等で外部への周知，相談対応，必要に応じて市町村への農地照会等のサポートを実施している。これ以外では，参入初期の負担軽減支援として，技術，経営ノウハウ取得等のソフト事業として，１社50万円を上限に支援する軽微なものである。

参入相談は，県内13か所の出先機関，普及センターでも対応しているが，全体としては企業が独自に農地を確保するケースの方が多いという。農地の権利移動は，利用権設定が多い。

b 参入企業による玉ねぎ生産振興

兵庫県の場合，淡路島や但馬，丹波地区では建設業からの参入も多い。特に，淡路島では，知名度の高い玉ねぎ生産への参入相談が，制度改正後，北淡路農業改良普及センター（以下「普及センター」という）で増加した。普及センターでは，当初は地域との調和や撤退懸念等から，企業参入に慎重な対応を取っていたが，①企業の熱意，②従業員の大半が農家で一定の技術を有する，③経営者等が農地を保有，④資金面の確保，など参入の初期条件をクリアしていることが分かった。(注6)

他方，全国３位の生産量を誇る淡路島玉ねぎも，担い手の高齢化等に伴って02年以降作付面積が縮小している。普及センターとしても，大型機械化体系による玉ねぎ産地の再生を最重要課題としていたことから，企業の意向を普及センターの目標に誘導した。

特区活用で参入していた１社に続いて，島内では11社が11年度末までに参入し，このうち７社が玉ねぎ栽培に現在取り組んでいる。普及センターでは，特に地元の建設関連４社，運送業１社を重点的支援対象に選び，「攻めの普及活動」として，地元農協と連携しつつ，①機械化体系の導入，②経営指導，③参入企業間の連携，④６次化・

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農商工連携による販売強化，等のトータルの経営支援に取り組んだ。

この結果，11～13年度に参入企業が新規に15haの作付けを行い，既存農家と同等の収量を達成した。参入企業が生産した玉ねぎは，同じく参入企業が設立した処理工場で一次加工され，島内の食品加工企業で最終製品化されるなど，地域内での６次化，フードチェーンの高度化を誘発させている。こうした連携もあって，通常は農業参入後，３年以内の黒字化は難しいとされるなかで，建設関連２社が２年目で黒字化を達成，また11社中10社が経営規模を拡大させている。

この取組みでは，行政等のきめ細かい支援とともに，①淡路島玉ねぎがブランド化されていた（北海道産の倍くらいの単価），②玉ねぎ栽培が安定的生産（気候変動の影響を受け難い）や機械化体系になじむ，③参入企業が一定の農業技術を有する，④地域ぐるみの６次化での協力，など参入企業にとって望ましい条件が重なったケースといえる。反面，こうした条件がそろわないと，企業参入で短期に経営を安定化することは難しいことがうかがわれる。

（注６） 山口（2014）参照。

(6)　熊本県

a　順調な参入実績

熊本県では09年に知事特命を受け，企業の農業参入支援に関するプロジェクトを庁内横断で立ち上げた。制度改正を受け，農林水産部担い手・企業参入支援課の中に，参入支援班を設置し，現在５人のスタッフがいる。他県と比べ人員が多いのは，参入支援とともに，農業のアグリビジネス化やICTの推進も担当しているためである。

県は企業を「地域の中心となる農業経営体」と位置づけ，「15年度末で100社」の参入を目標にしている。参入支援では，入り口から出口までの「ワンストップ」のサポートを掲げ，企業訪問による提案を積極的に行っている。

参入件数は順調に増加しており，13年度までの累計は87法人98件（農業生産法人とリース方式の割合はほぼ半々，複数市町村での参入はそれぞれカウント）である。参入支援開始から５年間に，340人の新規常用雇用，85haの耕作放棄地が解消され，また13年度における販売金額は13億円に達する，などの実績を挙げている（第８図）。

参入企業の内訳は，県内79件，県外19件，業種では食品関連が最多の32件で，次いで建設業が16件と続き，特に食品関連が伸びている。作物では野菜類51％（うち露地31％，施設20％），米麦17％，果樹12％の順である。

第8図　熊本県における参入企業数と営農面積（各年度新規ベース）

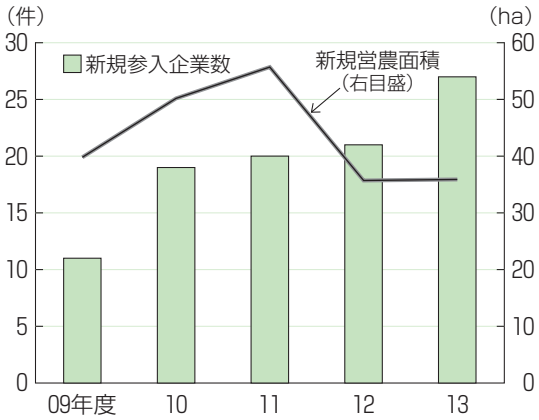

資料　熊本県資料

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ハーブ，オリーブ，薬草等，新規作物が導入される事例もある。

熊本県の場合，手厚い参入支援とともに，恵まれた農業生産条件が企業参入を引き付ける大きな要因である。特に，野菜は高低差を生かしリレー栽培が可能な点が強みとなっている。

参入地域は県内で平均化しているが，県は過疎化が進む県南地域のアグリビジネス化を図る「くまもと県南フードバレー構想」を推進しており，これに企業参入をリンクさせる取組みを行っている。

b　地元配慮を第一に置いた参入支援

県の参入支援は，企業に地域への配慮の必要性を理解してもらい，地域の担い手として根づいてもらうことを最も重視している。そのため企業から相談を受けた段階で，十分に事前説明を行い，県内に11か所ある出先機関と情報共有しながら，県，市町村，企業との間で協定を締結する方式を推進している。

参入後のフォローアップも拡充させており，継続的に栽培技術や資金面での相談対応，年１回企業への個別訪問等を実施している。さらに，参入企業間のネットワーク形成を図るため，販路，技術等課題ごとに研究会の開催，外部バイヤー等とのマッチングなどの場も設定している。

これ以外に県独自の支援策として，参入企業の初期投資に幅広く活用できる補助金がある。参入企業の雇用，農地利用面積等をポイント化して，500～1,000万円を上限に費用の３分の１を助成している。また企業が加工施設等を整備する場合，県が３分の１ないし２分の１補助している。

こうした支援もあって，撤退は今までのところゼロであるが，参入企業で経営が順調なところは現状まだ少ないとみられる。参入後３作くらいは試行錯誤の段階であり，事前のしっかりした営農計画，本体の体力，地元からの技術支援が重要な役割を果たすと，県はみている。

4　企業参入の現段階と課題

(1)　農業技術の問題

企業の農業参入は，地域と企業の意向が共振するなか，全体として今後も増加基調が続く可能性が高い。特に，大都市近郊では恵まれた資源条件に誘引される形で，園芸作物を中心に着実な伸びが予想される。

これまでの企業参入を巡る議論では，入り口の農地制度が中心であった。しかし，リース方式による参入が自由化され，農地の流動化も方向として進展するなかで，農地確保のハードルは相対的に小さくなっている。一方で，参入に伴う課題としては，農業技術習得の難しさ，安定生産が容易でないことがクローズアップされてきている。(注7)

こうした背景からも，企業の栽培対象は園芸作物でも自然制御がある程度可能か，機械化しやすい作物や栽培方法に関心が向かっている。植物工場やICT活用への企業の高い関心も，裏返せば企業にとっては農業者レベルの生産技術の習得が容易でない

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ことを物語っているといえる。

農業参入ブームの一方で，企業の営農実態や経営環境は決して容易でないとみられる。参入企業が生産を軌道に乗せることができないならば，参入ブームが今後「調整」されてくる可能性もある。

（注７） この点は日本政策金融公庫の「平成24年度企業の農業参入に関する調査」（13年３月）からもうかがえる。参入企業の経営課題（156社が回答）の上位３項目（複数回答）は，参入前は農業技術（69.2%），販路開拓（60.8%），農地確保（56.7%）であるが，参入後は農業技術（49.5%），生産経費（47.7%），販路（46.8%）に変化する。特に，農地確保は参入後に24.8%へと大きく低下するが，農業技術は高止まり状態にある。

(2)　地域との共存共栄

参入企業が経営課題，特に技術問題を克服していくには，企業が地域との関係の重要さを再認識する必要があろう。地域との関係という場合，地域農業との調和を維持し，トラブルを起こさないという認識にとどまっているのが一般的であると考えられる。

しかし，企業が長期に持続可能な事業を目指すには，先述した淡路島の事例のように，地域と共存共栄を図ることが不可欠であろう。農地，技術，人材，情報等，参入後の経営発展のための重要な経営資源は，地域や地域との関係性の中にある場合が多い。

共存共栄を図る観点からは，参入企業が地域に明確な形でメリットを波及させることも重要である。企業は担い手不足の代替者を超えて，新規作物，新たな販路，効率的な生産方法，６次化等を通じ，地域農業のイノベーションを進め，相互に利益を得る高次の共生関係の構築が期待される。

もともと企業参入には，こうした先進性，革新性が期待されており，行政支援も参入支援から，事後の経営発展のフォローアップや６次化・農商工連携への誘導の動きがみられる。しかし，現段階では企業参入が地域農業全体の底上げに波及する動きは，全国的にはまだまだ微弱といえる。

(3)　地域主導の企業参入へ

企業参入は行政主導で始まり，農地制度改正を受け，大都市近郊を中心に企業主導の色彩が強くなっている。これに対して，実際企業を受け入れる各地域が，企業をどのように受け入れ，地域活性化に役立てるかという発想が希薄にみえる。

企業参入を地域主導に転換し，企業と地域がメリットを得る共生関係の構築のためには，地域として企業に期待する役割は何か，企業に何を提案していくかといった構想力を持つことが大切であろう。地域には，農業技術をはじめ企業が保有しないさまざまな資源がある。こうした地域資源を戦略的に使って，地域活性化に企業を活用していく柔軟な発想が求められる。

こうしたアプローチにおいては，やはり農協が積極的な役割を果たすことが重要であろう。地域差があるが，農協の対応も多様化が進んでいる。参入企業に対して農協側が技術指導，部会設置，農業生産法人への出資，また企業が農協に出荷し，施設利用する事例もみられる。

大半の参入企業の経営規模は小さく（リース方式で平均３ha，１ha未満が63%），営

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農の持続性に困難さを抱えている企業も多いとみられる。農協は企業を一律に捉えるのではなく，地域連携を視野に置く企業との合弁事業や連携等の「攻め」がもっとあってもいいのではないだろうか。

地域農業の振興を考える場合でも，同質性が過度に強い成員間では十分議論が行われず意思決定の質が低下する懸念がある。農協自ら多様な主体の声を取り入れつつ，地域の価値を高めていく戦略性が必要だろう。

(4) 99%のための農地制度

農地制度改正後，企業の参入が予想を超えるペースで増加する一方で，依然として農地制度が参入企業の経営発展を阻害しているという見方から，農地所有が可能な農業生産法人制度の見直しを求める動きが根強くある。(注8)

こうした主張に対しては，企業参入の実態を踏まえ，以下のような点から時間をかけた慎重な検討が有用だと思われる。

第一に，企業を農業の成長戦略，構造改革の旗手とする見方についてである。参入企業の経営総面積は増加しているものの，リース方式全体で5,121ha（14年末）であり，これは日本の農地面積452万haの0.1％に過ぎない。これ以外に農業生産法人の設立や出資による農業経営があるにしても，企業による農地利用の割合はごく周辺的である。また，制度改正後の参入は大都市近郊での園芸分野に集中しており，企業参入が農業の構造改革に与えるインパクトは限定であると言わざるをえない。全体として１％にも満たない参入企業の視点での農地制度ではなく，あくまで99％以上を占める農業者や地域社会のための制度であることが原則であろう。

第二に，参入企業を「先進的な農業経営体」とアプリオリに想定する誤りである。既にふれたように，参入企業の経営規模は概して小さく，高い農業技術と生産性を持つ経営はまだ少なく，企業の営農は総じて模索段階にあるといえる。現実に地域によっては撤退も相当数発生しており，今後増加してくるリスクも否定できない。

第三に，参入企業にはそもそも農地所有の意向が存在しないのが通常である。特に参入が伸びている大都市近郊では，農地価格が収益還元価格を大幅に上回っており，所有の合理性は乏しい。

一部の企業が農業生産法人を指向するのは，農業生産法人が「地域の存在」として，農業施策の点で一般法人より有利であるか，企業が子会社である農業生産法人のコントロール権を確実にしたいという点が主である。

いうまでもなく農業は地域社会と分かち難く結びついており，この下で農業生産法人はたんなる経済主体としてだけでなく，地域社会に対して長期的な責任を持つ存在である。例えば，外国人が営農目的外で農地所有するリスクも否定できないこと等からも，企業が「地域の成員」として営農するには一定の条件が存在することは妥当性があろう。あくまで農地制度は長期的観点から，地域に暮らす人々の社会関係の尊重

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

と合意が優先されるべきである。

リース方式による農業参入は既に自由化されており，農業生産法人についても企業経営者が農業者として設立主体となることは一般的に行われている。より農地制度を緩和すれば農業や地域活性化が一層進むとする言説は，参入企業が直面する現状からしても，現時点では神話に近いものであるといえよう。

（注８）農地制度の見直しについては，農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂版，14年６月24日）において，農業生産法人の要件のうち①役員要件は，役員等のうち１人以上が農作業に従事，②構成員要件では議決権を有する出資者のうち，非農業者の割合は２分の１未満については制限を設けない，としている。また，さらなる農業生産法人の要件緩和や農地制度の見直しでは，「農地中間管理事業の推進に関する法律」の５年後見直し（法附則に規定）に際して，それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する」とある。加えて，農業生産法人の規制緩和では，リース方式の解除条件や原状回復という確実な担保があることを踏まえ，これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとするとしている。

(5)「不得手な領域」としての農業

ヒックスが適切に指摘したように，農業は資本主義にとって支配することが難しい「不得手な領域」である。工業でさえ多額な固定投資を要し，利益実現に不確実性が伴う。いわんや農業は，天候や作況の不安定性や土地を含め自然への働きかけの時間の長さ等を考えると，工業と比較にならないほどリスクが高い分野である。

技術進歩や行政支援等があっても，農業の持つ本質的な難しさは，現在でも解決されたわけではない。それにもかかわらず，農業参入が増加する背景には，日本が置かれている経済・社会環境が大きいといえる。農業参入の大半は地場企業によるものであり，そうした動きは農業の資本主義化というよりは，多業化，再農民化による環境変化への適応という性格が強いと考える。

多くの地場企業にとって，農業がそれぞれの地域の個性ある生態系と長い歴史の経過の下で育まれてきたことを理解することは難しくないだろう。参入企業が地域農業の価値を尊重し，地域とともにその価値を高める協調行動の選択こそが，企業の長期的利益につながるといえよう。

＜参考文献＞

- 原洋之介（2013）『アジアの「農」日本の「農」──グローバル資本主義と比較農業論──』書籍工房早山
- ヒックス，J.R.（1995）『経済史の理論』（新保博・渡辺文夫訳）講談社
- 室屋有宏（2007）「企業の農業参入の現状と課題──地域との連携を軸とする参入企業の実像──」『農林金融』７月号
- 室屋有宏（2009）「増加する大企業の農業参入──その背景と戦略──」Web.『農中総研　調査と情報』９月号
- 室屋有宏（2010）「農地制度改正後の『企業の農業参入』を考える──重要性が一層高まる企業と地域の関係」『農林金融』６月号
- 室屋有宏（2013）「増加する企業の農業参入と質的変化」『Business Labor Trend』９月号
- 室屋有宏（2014a）「大手小売の農業参入戦略──統合と連携の論理──」Web.『農中総研　調査と情報』７月号
- 室屋有宏（2014b）『地域からの六次産業化～つながりが創る食と農の地域保障～』創森社
- 八木宏典編集代表（2013）『農業経営への異業種参入とその意義』（日本農業年報No.９）農林統計協会
- 山口岳人（2014）「タマネギから始まる参入企業（新たな担い手）の経営安定と地域農業の活性化」『技術と普及』２月号

（むろや　ありひろ）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/